

軽自動車税(種別割)減免のしおり

心身の障がいのある方に係る軽自動車について、一定の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)の減免を行っています。

【対象となる軽自動車】

手帳の種類	軽自動車の所有者	運転者	用途
身体障害者手帳 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育(愛護)手帳	障がいのある方本人 または生計を一にする方	本人	/
		生計を一にする方	専ら、障がいのある方の 通学、通院、通所、生業の ために使用
	障がいのある方本人	常時介護する方	

※減免できる自動車は、お持ちの自動車(普通自動車・軽自動車)のうち一台です。

自動車税(県税)については、中南地域県民局県税部納税管理課にお問い合わせください。

(0172-32-4341 青森県弘前合同庁舎内 県税部納税管理課)

【対象となる方】

減免を受けようとする年度の4月1日において、下記のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、表に該当する方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の条件に該当する方
(詳しくは税務課までお問い合わせください)
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で「1級」の障がいを有する方

精神通院医療の費用の支給に係る番号の記載を受けている者または、精神通院医療を受けていることについて病院又は診療所から証明を受けた者に限る。

- ④療育(愛護)手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が「A」の方

【必要書類】

減免の申請をする際には、次の書類等を準備して納期限までに手続をお願いします。

- ①身体障害者手帳等
- ②運転者の運転免許証
- ③自動車検査証(初めて申請する場合、減免を受けている軽自動車を買替えた場合に必要です。)
- ④代理運転等の場合

生計を一にする方(世帯が別の場合):	生計同一証明書
常時介護する方	: 常時介護証明書

【障害者手帳の交付を受けている方の該当範囲】

※2つ以上の障がいをお持ちの場合は、併合の級によらず個々の等級により判断します。

戦傷病者手帳の交付を受けている方										障がいの区分	障害者手帳の交付を受けている方					
第3 款症	第2 款症	第1 款症	第6 項症	第5 項症	第4 項症	第3 項症	第2 項症	第1 項症	特別 項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
					■	■	■	■	■	視 覚 障 害	■	■	■	■		
					■	■	■	■	■	聴 覚 障 害		■	■	■		
					■	■	■	■	■	平 衡 機 能 障 害			■		■	
							■	■	■	音 声 機 能 障 害			※1			
						■	■	■	■	上 肢 不 自 由	■	※2				
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	下 肢 不 自 由	■	■	■	※3	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	体 幹 不 自 由	■	■	■		■	
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害(※4)	■	■				
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害	■	■	■	※5	■	■
				■	■	■	■	■	■	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう もしくは直腸または小腸の機能障害	■		■	■		
										ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	■	■	■	■		
				■	■	■	■	■	■	肝 臓 機 能 障 害	■	■	■	■		

注) ■ は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

※1 「音声機能障害」については、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。

※2 「上肢不自由」の2級については、障がいの程度が2級の1または2級の2に該当する場合に限り、対象となります。

※3 「下肢不自由」の3級については、障がいの程度が3級の1に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

※4 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。

※5 「乳幼児期以前の非進行性病脳変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

○軽自動車税の減免を受けるためには、毎年度申請が必要です。

○申請期限を過ぎると申請を受け付けることができませんので、お早めに手続するようお願いいたします。